

## リージョンプラザ上越の概要

令和 8 年 7 月  
新潟県上越市

# 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| I 施設の概要                 | 1  |
| 1 名称                    | 1  |
| 2 所在地                   | 1  |
| 3 施設の内容                 | 1  |
| II 料金収入等                | 2  |
| 1 現行の利用料金               | 2  |
| (1) 留意点                 | 2  |
| (2) 利用料金の上限額            | 2  |
| 2 現行の減免基準（現行制度）         | 6  |
| (1) 留意点                 | 6  |
| (2) 減免基準                | 6  |
| III 施設が提供するサービスの内容      | 7  |
| 1 留意点                   | 7  |
| 2 施設の利用サービス             | 7  |
| (1) 現行の使用時間及び休館日        | 7  |
| (2) 利用申込みの受付            | 8  |
| (3) 利用承認等の基準            | 8  |
| (4) 利用料金還付の基準           | 8  |
| 3 施設の利用促進に資する事業         | 9  |
| 4 自主事業                  | 9  |
| IV 利用及び収入実績             | 9  |
| 1 施設の利用及び収入実績           | 9  |
| (1) 利用者数                | 9  |
| (2) 施設の収入状況             | 9  |
| 2 各スポーツ教室の実施状況（令和7年度実績） | 10 |
| (1) インドアスタジアム           | 10 |
| (2) レジャープール             | 10 |
| (3) アイスアリーナ             | 10 |
| V 管理の現状                 | 10 |
| 1 委託料の状況                | 10 |
| 2 賃貸借の状況                | 11 |
| 3 修繕の実績                 | 11 |
| VI 従事者の一例               | 14 |
| VII その他                 | 15 |
| 1 備品                    | 15 |
| 2 施設改修工事について            | 15 |

## I 施設の概要

### 1 名称

リージョンプラザ上越

### 2 所在地

新潟県上越市下門前 446 番地 2

### 3 施設の内容

- (1) 建築竣工 昭和 59 年 10 月 1 日
- (2) 建物構造 鉄骨造 2 階建
- (3) 延床面積 15,885 m<sup>2</sup>
- (4) 敷地面積 43,990 m<sup>2</sup> (上越科学館分を含む。)
- (5) 駐車台数 約 500 台 (上越科学館分を含む。)
- (6) 施設内容

#### ア インドアスタジアム

|       |                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| 規 模   | 76m×37m×14m                                                      |
| 観 客 席 | 固定式 1,243 席、可動式 (壁収納式) 2,225 席、身障者スペース 8 席                       |
| コース数  | バスケットボール・テニス・6 人制バレーボール・剣道 4 面、バドミントン 16 面、卓球 10 台、ジョギングコース 250m |

#### イ レジャープール

| 名称         | 規模                       |
|------------|--------------------------|
| 競泳プール      | 変形 25m (水深 90 cm～110 cm) |
| ナイアガラスライダー | 全長 30m・高さ 10m ※休止中       |
| スパイラルスライダー | 全長 80m・高さ 9m             |
| 子どもプール     | 水深 40 cm～50 cm           |
| 潜水プール      | 水深 2.5m～3m               |

#### ウ アイスアリーナ (ジャンボプール)

|     |         |
|-----|---------|
| 規 模 | 60m×30m |
| 観客席 | 228 席   |

#### エ コンサートホール

|     |                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 舞 台 | 16m×9m×7m                                                               |
| 観客席 | 固定式 473 席、身障者スペース 4 席                                                   |
| 楽 屋 | 第 1 楽屋 22 m <sup>2</sup> 、第 2 楽屋 34 m <sup>2</sup>                      |
| 練習室 | A練習室 151 m <sup>2</sup> 、B練習室 81 m <sup>2</sup> 、C練習室 50 m <sup>2</sup> |
| 会議室 | 定員 45 人                                                                 |

#### オ 市民プール

|     |                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規 模 | 50m競技プール (50m×9 コース 水深 1.4m～1.6m)、25mプール (25×6 コース 水深 1.1m×1.3m)、飛び込みプール (水深 5m)、飛び込み台 (高さ 10m、7.5m、5m、3m) ※飛び込みプール及び飛び込み台は休止中 |
| 観客席 | 2,000 席                                                                                                                        |

※施設の見取り図等は、スポーツ推進課にお問い合わせください。

## Ⅱ 料金収入等

### 1 現行の利用料金

#### (1) 留意点

指定管理者が徴収する利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。したがって、施設利用に係る料金（消費税を含む）は、指定管理者の裁量のみで決定することはありません。

#### (2) 利用料金の上限額

※ 次の利用料金の上限額は、現在市において検討中の見直し案であり、現行のものとは異なります。今後、改正の手続きを予定していますが、変更となる可能性があります。

#### ア インドアスタジアム

| 施設名等     | 占有使用の上限額<br>(1 時間につき) | 共用使用の上限額<br>(1 人につき) |         |         |
|----------|-----------------------|----------------------|---------|---------|
|          |                       | 区分                   | 小・中学生   | 一般      |
| 競技場      | 10,600 円              | 個人                   | 200 円   | 400 円   |
|          |                       | 回数券 (11 回)           | 2,000 円 | 4,000 円 |
| 役員室      | 300 円                 |                      |         |         |
| ジョギングコース |                       | 個人                   | 100 円   | 200 円   |
|          |                       | 回数券 (11 回)           | 1,000 円 | 2,000 円 |
| 附属設備     | 規則で定める額               |                      |         |         |

#### 備考

- 1 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が占有使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 2 施設を占有して使用する場合で使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。
- 3 競技場を営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の 1000 パーセントの額とする。
- 4 競技場を分割使用するときの区分は、4 分の 1、4 分の 2 及び 4 分の 3 とし、その上限額は、定額のそれぞれ 25 パーセント、50 パーセント及び 75 パーセントの額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 競技場を集会又は営利活動等の目的で使用する場合は、分割使用することができない。
- 6 競技場の冷暖房設備を使用する場合は、1 時間につき 18,000 円を加算した額を上限額とする。この場合において、使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。
- 7 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が競技場を占有使用する場合で冷暖房設備を使用するときは、備考 6 に定める額の 200 パーセントの額を加算した額を上限額とする。
- 8 競技場を営利活動等の目的で使用する場合で冷暖房設備を使用するときは、備考 6 に定める額の 200 パーセントの額を加算した額を上限額とする。
- 9 競技場を共用使用することができる場合は、競技場を占有使用する者がいない場合に限るものとする。
- 10 未就学児童の競技場又はジョギングコースの共用使用は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。

1 1 この表に定める額は、税を含む額とする。

〈附属設備の利用料金の上限額〉

| 附属設備・器具 |     | 単位  | 上限額     | 備考 |
|---------|-----|-----|---------|----|
| ロールバック席 | 電動式 | 1 基 | 5,100 円 |    |
|         | 手動式 | 〃   | 1,100 円 |    |
| 電光掲示板   |     | 1 組 | 600 円   |    |
| 放送器具    |     | 1 式 | 600 円   |    |
| 特設電源    |     | 1 式 | 200 円   |    |

備考

- 1 営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 3 附属設備及び器具の使用は、午前、午後及び夜間をそれぞれ 1 回とする。ただし、ロールバック席については 1 日を 1 回とする。
- 4 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 5 備考 1 及び備考 2 のいずれにも該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

イ レジャープール

| 使用者等       | 上限額          |              |
|------------|--------------|--------------|
|            | 小・中学生        | 一般           |
| 個人         | 500 円        | 900 円        |
| 団体         | 1 人につき 400 円 | 1 人につき 700 円 |
| 回数券 (11 回) | 5,000 円      | 9,000 円      |

備考

- 1 団体の上限額は、20 人以上の団体に適用する。
- 2 未就学児童は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。
- 3 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 4 プールのコースを占有して利用する場合の使用料は、定額使用料に 1 コース 1 時間につき 800 円（営利又は営業上の目的で利用する場合又は市内に住所を有しない個人若しくは市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合にあつては 1,600 円、いずれの場合にも該当するときにあつては 3,200 円）を加算した額とする。この場合において、利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

ウ アイスアリーナ

| 使用者等 | 滑走料の上限額 |         | 滑走回数券 (11 回) の上限額 |          |
|------|---------|---------|-------------------|----------|
|      | 小・中学生   | 一般      | 小・中学生             | 一般       |
| 個人   | 600 円   | 1,100 円 | 6,000 円           | 11,000 円 |

|    |                  |              |  |  |
|----|------------------|--------------|--|--|
| 団体 | 1 人につき 500 円     | 1 人につき 800 円 |  |  |
| 貸切 | 1 時間につき 18,900 円 |              |  |  |

備考

- 1 入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が貸切使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 3 団体の上限額は、20 人以上の団体に適用する。
- 4 未就学児童は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。
- 5 貸切で使用する場合で使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。
- 6 プールとして使用する場合の上限額は、レジャープールの利用料金の上限額とする。
- 7 備考 1、備考 2 及び備考 4 の規定のうち複数のものに該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- 8 この表に定める額は、税を含む額とする。

エ コンサートホール

| 室名           | 制限人員        | 上限額              |                  |                  |
|--------------|-------------|------------------|------------------|------------------|
|              |             | 午前 (10:00～13:00) | 午後 (14:00～18:00) | 夜間 (19:00～22:00) |
| ホール (平日)     | 指定管理者の定める人員 | 7,200 円          | 12,100 円         | 12,700 円         |
| ホール (土・日・休日) |             | 9,700 円          | 15,700 円         | 16,300 円         |
| 第 1 楽屋       | 〃           | 1 時間につき 300 円    |                  |                  |
| 第 2 楽屋       | 〃           | 1 時間につき 300 円    |                  |                  |
| A 練習室        | 〃           | 1 時間につき 800 円    |                  |                  |
| B 練習室        | 〃           | 1 時間につき 500 円    |                  |                  |
| C 練習室        | 〃           | 1 時間につき 300 円    |                  |                  |
| 会議室          | 〃           | 1 時間につき 700 円    |                  |                  |
| 附属設備         |             | 規則で定める額          |                  |                  |

備考

- 1 営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 3 ホールを使用する場合において、この表に定める使用時間を超過して使用した場合の上限額は、1 時間当たりそれぞれ午前、午後又は夜間の区分に応じ、当該区分の定額の時間割計算による額の 120 パーセントの額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、超過時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。
- 4 第 1 楽屋、第 2 楽屋、A 練習室、B 練習室及び C 練習室を使用する場合で使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。
- 5 この表に定める額は、税を含む額とする。

〈附属設備の利用料金の上限額〉

| 設備品名         |                 | 単位  | 上限額     | 備考 |
|--------------|-----------------|-----|---------|----|
| ホー ル<br>(舞台) | 所作台             | 1 枚 | 300 円   |    |
|              | 平台              | 〃   | 200 円   |    |
|              | 金びょうぶ           | 1 双 | 600 円   |    |
|              | 緋毛せん            | 〃   | 400 円   |    |
|              | 長座布団            | 〃   | 200 円   |    |
|              | 上敷き             | 〃   | 200 円   |    |
|              | 演壇              | 1 式 | 600 円   |    |
|              | 司会者壇            | 1 台 | 200 円   |    |
|              | 映写スクリーン         | 1 式 | 1,100 円 |    |
|              | 音響反射板           | 〃   | 2,100 円 |    |
|              | 浴室              | 1 室 | 600 円   |    |
| ホー ル<br>(照明) | 舞台照明セット         | 1 式 | 4,100 円 |    |
|              | サスペンションライト      | 1 列 | 1,100 円 |    |
|              | スポットライト 500W    | 1 台 | 200 円   |    |
|              | 〃 1 kW          | 〃   | 300 円   |    |
|              | アッパーホリゾンライト     | 1 列 | 1,100 円 |    |
|              | ローアホリゾンライト      | 〃   | 1,100 円 |    |
|              | ミラーボール          | 1 台 | 300 円   |    |
| ホー ル<br>(音響) | 拡声装置            | 1 式 | 3,100 円 |    |
|              | ステージスピーカー       | 1 台 | 600 円   |    |
|              | マイクロフォンセット      | 1 本 | 600 円   |    |
|              | 三点つりマイク装置       | 1 式 | 600 円   |    |
|              | テープレコーダー        | 〃   | 600 円   |    |
| その他          | 映写装置            | 1 式 | 1,100 円 |    |
|              | フルコンサートピアノ (舞台) | 1 台 | 4,100 円 |    |
|              | グランドピアノ (練習室)   | 〃   | 600 円   |    |
|              | 楽器セット (〃)       | 1 式 | 600 円   |    |

備考

- 1 営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。

- 3 附属設備及び器具の使用は、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回とする。
- 4 照明設備については、ゼラチンを含まない。
- 5 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 6 備考1及び備考2のいずれにも該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

#### オ 市民プール

| 使用者等       | 上限額              |              |
|------------|------------------|--------------|
|            | 小・中学生            | 一般           |
| 個人         | 300 円            | 500 円        |
| 団体         | 1 人につき 200 円     | 1 人につき 400 円 |
| 回数券 (11 回) | 3,000 円          | 5,000 円      |
| 貸切         | 1 時間につき 11,200 円 |              |

#### 備考

- 1 入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が貸切使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 3 団体の上限額は、20 人以上の団体に適用する。
- 4 市内の小・中学校の児童生徒が学校の体育授業及び行事に使用する場合、無料とする。
- 5 市内の高等学校及び大学の生徒又は学生が学校の体育授業に使用する場合の上限額は、定額の 50 パーセントの額とする。
- 6 未就学児童は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。
- 7 貸切で使用する場合で利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 8 備考1及び備考2のいずれにも該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- 9 プールのコースを占有して利用する場合の使用料は、定額に1コースあたり1時間につき400円（営利又は営業上の目的で利用する場合又は市内に住所を有しない個人若しくは市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合にあたっては800円、当該場合のいずれにも該当する場合は1,600円）を加算した額とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 10 この表に定める額は、税を含む額とする。

## 2 現行の減免基準（現行制度）

### (1) 留意点

指定管理者は、現行と同様の減免を行うこととします。

なお、シニアパスポートによる減免分の利用料金は、別途指定管理者に補填し、その他の減免分の利用料金は、補填しません。

### (2) 減免基準

（別紙）施設使用料の減免基準表のとおり

※ 各種組合と契約して減免をしているもの

各種組合と契約して減免をしているもの（レジャープール及び市民プール）は、個人使用であっても団体使用の料金となります。各種組合との契約は、毎年当該団体からの依頼によって更新していますが、指定管理者の判断で行ってください。

| 団体名       | 使用施設    | 利用料金        |
|-----------|---------|-------------|
| 市町村職員共済組合 | レジャープール | 小・中学生 400 円 |
|           |         | 一般 700 円    |
|           | 市民プール   | 小・中学生 200 円 |
|           |         | 一般 400 円    |

### Ⅲ 施設が提供するサービスの内容

#### 1 留意点

指定管理者が提供するサービスは、次に掲げる事業です。その他、指定管理者の創意工夫で事業を拡大することも可能ですが、市との協議が必要です。

#### 2 施設の利用サービス

##### (1) 現行の使用時間及び休館日

###### ア 留意点

利用時間及び休館日は、条例で定められており、指定管理者の裁量のみで変更することはできません。変更する場合は、市長の承認を得て行います。

###### イ 使用時間

※ 次の表の使用時間は、現在市において検討中の見直し案であり、現行のものとは異なります。今後、改正の手続きを予定していますが、変更となる可能性があります。

| 施設        | 区分                             | 時間                              | 摘要 |
|-----------|--------------------------------|---------------------------------|----|
| インドアスタジアム | 通年                             | 午前 10 時～午後 10 時                 |    |
| コンサートホール  | 通年                             | 午前 10 時～午後 10 時                 |    |
| レジャープール   | 平日<br>(一般使用)                   | 午後 1 時～午後 6 時                   |    |
|           | 平日<br>(教室使用)                   | 午前 9 時～午後 1 時<br>午後 6 時～午後 8 時  |    |
|           | 土曜日・日曜日・祝日、春・夏・冬休み期間<br>(一般使用) | 午前 10 時～午後 6 時                  |    |
|           | 土曜日・日曜日・祝日、春・夏・冬休み期間<br>(教室使用) | 午前 9 時～午前 10 時<br>午後 6 時～午後 7 時 |    |
| アイスアリーナ   | 9 月～5 月<br>(一般使用)              | 午前 10 時～午後 6 時 30 分             |    |

|         |                           |               |             |
|---------|---------------------------|---------------|-------------|
|         | 9月～5月<br>(貸切使用)           | 午後6時30分～午後10時 |             |
| ジャンボプール | 7月～8月<br>平日               | 午後1時～午後6時     |             |
|         | 7月～8月<br>土曜日・日曜日・祝日・夏休み期間 | 午前10時～午後6時    |             |
| 市民プール   | 7月～8月                     | 午前10時～午後5時    | 6月～9月貸切使用あり |

#### ウ 休館日

- ① 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日
  - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日
  - ③ 12月29日から翌年1月1日まで
- ※ 市内小・中学校の長期休業期間中（夏休み・冬休み（12月29日から翌年1月1日までを除く。）・春休み期間）は、休館しないこと。

#### (2) 利用申込みの受付

利用申込みの受付開始日は、次のとおりです。これを変更する場合は、市との協議が必要です。

- ア 6か月前からの受付 インドアスタジアム（全面利用）、コンサートホール
- イ 1か月前からの受付 練習室、会議室（インドアスタジアム、コンサートホールと一体的に使用する場合は、6ヶ月前から）、インドアスタジアム（1～3面の一部利用）

#### (3) 利用承認等の基準

##### ア 留意点

公共施設は、公共の福祉向上のための施設です。利用の承認に当たっての恣意的な判断を排除し、平等に利用できるよう、承認の基準が明確に定められています。

##### イ 基準等

- ① 次のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。
  - ・ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
  - ・ 施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - ・ その他施設の管理上支障があると認められるとき。
- ② 承認に当たり、施設の管理上必要な条件を付することができる。
- ③ 原則として申請のあった日に承認又は不承認を決定する。

#### (4) 利用料金還付の基準

##### ア 留意点

利用料金の還付は、次の基準により行います。変更する場合は、市との協議が必要です。

##### イ 基準等

次のいずれかに該当するときに行う。

- ① 全額還付 利用承認を得たものの責めに帰すことのできない理由により利用できないとき。
- ② 70パーセント還付 利用の変更又は取消しを次に掲げる日までに申し出て、許可を得たとき。
  - ・ インドアスタジアム（全面利用）、アイスアリーナ及びコンサートホール 使用日の7日前
  - ・ インドアスタジアム（1～3面の一部利用）、練習室、会議室及び附属設備 使用日の3日前

### 3 施設の利用促進に資する事業

健全な市民体位の向上及び多様化するレクリエーション活動の助長を図ることを目的に各スポーツ教室を実施する。

### 4 自主事業

リージョンプラザ上越の設置目的に合致せず、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により実施する事業を自主事業として行うことができる。

## IV 利用及び収入実績

### 1 施設の利用及び収入実績

#### (1) 利用者数

| 施設名       | 令和5年度    | 令和6年度    | 令和7年度    |
|-----------|----------|----------|----------|
| インドアスタジアム | 110,158人 | 102,281人 | 105,803人 |
| レジャープール   | 24,124人  | 27,923人  | 15,849人  |
| アイスアリーナ   | 27,211人  | 27,287人  | 30,873人  |
| コンサートホール  | 32,827人  | 31,348人  | 34,546人  |
| 市民プール     | 6,968人   | 8,411人   | 1,758人   |
| 一般入館者     | 39,994人  | 38,953人  | 37,757人  |
| 合計        | 241,282人 | 236,203人 | 226,586人 |

※ コン서트ホールは、練習室及び会議室の利用を含む。

#### (2) 施設の収入状況

##### ア 利用料金収入と減免額（個人）

単位：千円

| 施設名       | 令和5年度  |             | 令和6年度  |             | 令和7年度  |             |
|-----------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
|           | 利用料金   | 減免額<br>(個人) | 利用料金   | 減免額<br>(個人) | 利用料金   | 減免額<br>(個人) |
| インドアスタジアム | 8,472  | 77          | 9,138  | 53          | 9,138  | 111         |
| レジャープール   | 8,092  | 2,132       | 11,304 | 1,864       | 11,304 | 1,396       |
| アイスアリーナ   | 10,469 | 618         | 7,990  | 720         | 7,990  | 780         |
| コンサートホール  | 5,740  | 0           | 5,630  | 0           | 5,630  | 0           |
| 市民プール     | 487    | 24          | 783    | 18          | 783    | 3           |
| 合計        | 33,260 | 2,851       | 34,845 | 2,655       | 34,845 | 2,290       |

##### イ 減免対象（令和7年度）

##### 【全額減免】

| 減免対象      | 回数 | 減免金額（円）   |
|-----------|----|-----------|
| 上越市主催     | 28 | 2,867,210 |
| 小・中・特支学校  | 27 | 932,380   |
| 小・中学校体育連盟 | 3  | 641,330   |
| 福祉団体      | 7  | 156,680   |
| 合計        | 65 | 4,597,600 |

【50%減免】

| 減免対象                 | 回数  | 減免金額（円）   |
|----------------------|-----|-----------|
| 上越市共催                | 1   | 21,200    |
| 上越幼稚園・保育園・小・中・高・大学利用 | 47  | 690,285   |
| 上越市スポーツ協会加盟団体        | 70  | 3,078,600 |
| 高等学校体育連盟             | 7   | 343,820   |
| 青少年のクラブ利用            | 104 | 2,253,555 |
| 幼稚園・保育園のインドア・ホール     | 18  | 518,575   |
| 成人のスポーツクラブ           | 46  | 879,360   |
| 消防法令に基づく公共事業         | 2   | 46,760    |
| 子ども会                 | 2   | 8,385     |
| 地域総合型スポーツクラブ         | 5   | 6,995     |
| 老人クラブ連合会             | 3   | 59,755    |
| 合計                   | 305 | 7,907,290 |

## 2 各スポーツ教室の実施状況（令和7年度実績）

### (1) インドアスタジアム

| 事業名                      | 参加者数<br>(延べ数) | 収支状況（円） |         |          |
|--------------------------|---------------|---------|---------|----------|
|                          |               | 収入      | 支出      | 差引       |
| 初心者・初級者・初中級者テニス教室（1期～4期） | 953人          | 767,360 | 780,500 | △113,140 |

### (2) レジャープール

| 事業名        | 参加者数<br>(延べ数) | 収支状況（円） |         |         |
|------------|---------------|---------|---------|---------|
|            |               | 収入      | 支出      | 差引      |
| 水泳教室（Ⅰ期）   | 2,358人        | 802,500 | 860,500 | △58,000 |
| 水泳教室（Ⅱ期）   | 2,199人        | 755,400 | 722,500 | 32,900  |
| 水泳教室（Ⅲ期）   | 1,192人        | 404,150 | 491,000 | △86,850 |
| 水泳教室（フォロー） | 10人           | 8,500   | 7,500   | 1,000   |

### (3) アイスアリーナ

| 事業名          | 参加者数<br>(延べ数) | 収支状況（円）   |         |         |
|--------------|---------------|-----------|---------|---------|
|              |               | 収入        | 支出      | 差引      |
| スケート教室（4コース） | 962人          | 1,176,600 | 679,000 | 497,600 |

## V 管理の現状

### 1 委託料の状況

#### 【留意点】

指定管理者の行うべき業務のすべてを第三者に委託することはできませんが、専門技術等の必要から市との協議のもと第三者に委託することは可能です。なお、委託した業務を受託者が再委託することは禁じています。

〔指定管理者が委託した業務（令和 7 年度実績）〕

単位：千円

| 区分        | 委託業務               | 金額     |
|-----------|--------------------|--------|
| 一般管理      | 樹木管理業務             | 6,011  |
|           | 警備業務               |        |
|           | 昇降機保守管理業務          |        |
|           | 自動ドア保守点検業務         |        |
|           | 高圧受電設備年次点検業務       |        |
|           | 防災設備点検業務           |        |
|           | 煤煙・水質等検査           |        |
|           | ウェブサイト運営保守業務       |        |
|           | 廃棄物収集運搬処理業務        |        |
|           | 害虫駆除業務             |        |
|           | その他（製氷用ブレード研磨、清掃等） |        |
| コンサートホール  | 舞台設備保守管理業務         | 2,231  |
|           | 舞台照明設備保守点検業務       |        |
|           | 舞台音響設備保守点検業務       |        |
|           | ピアノ保守点検業務          |        |
| インドアスタジアム | 電動バスケットボール台保守点検業務  | 1,721  |
|           | 電動ベンチタイプ 移動観覧席点検業務 |        |
|           | 電動式移動観覧席点検業務       |        |
|           | 電光表示盤保守点検業務        |        |
| アイスアリーナ   | アイスアリーナ管理業務        | 10,560 |
| 合計        |                    | 20,523 |

## 2 賃貸借の状況

### 【留意点】

指定管理者が新たに賃貸借契約を結ぶ場合には、権利・義務の承継を明確にするため、市との協議を必要とします。

〔令和 7 年度実績〕

- ・複写機等借上
- ・清掃用具借上
- ・植木鉢借上
- ・車両・資材リース
- ・AED リース
- ・PC リース

計 1,081 千円

## 3 修繕の実績

### 【留意点】

指定管理者は、小規模修繕（建築物及び設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させる修繕のうち、1 件につき 30 万円（税を含む。）未満の修繕をいう。）を実施します。それ以外の修繕は、市が実施します。

## (1) 令和7年度実績

単位：円

| 修繕内容                      | 小規模修繕   | 小規模修繕以外の修繕 |
|---------------------------|---------|------------|
| 除雪機 Vベルト交換修理              | 18,038  |            |
| アイスアリーナフェンス蝶番取り付け、溶接      | 46,200  |            |
| 機械室チラー2号機ブラインポンプ用マグネット交換  | 99,000  |            |
| C練習室ピアノ芯線張弦修理             | 10,560  |            |
| 荷解室出入口ドアクローザー修繕           | 78,650  |            |
| インドア南西階段ドアクローザー修繕         | 81,950  |            |
| アイスアリーナフェンス支柱修繕直し         | 88,000  |            |
| エネセン機械室給水ポンプ圧力スイッチまわり配管修繕 | 20,900  |            |
| アイスアリーナ製氷機出入口扉カット         | 56,100  |            |
| レジャープール女子更衣室出入口ドアクローザー    | 41,910  |            |
| 職員通用口ヒンジ調整他               | 60,500  |            |
| アイスアリーナ暖房室ドアクローザー         | 44,770  |            |
| アイスアリーナ車庫前扉 蝶番修繕          | 46,200  |            |
| 除雪機 クローラー 右               | 66,704  |            |
| 除雪機 クローラー 左               | 66,704  |            |
| 消火栓設備ホース交換                | 25,300  |            |
| 排水管洗浄・遺物除去                | 55,000  |            |
| スチールドア レバーハンドル修理          | 6,600   |            |
| 除雪機ブロワー遺物除去               | 11,550  |            |
| 身障者トイレ便座入替修繕              | 126,500 |            |
| 機械室貯湯タンク給水電磁弁修繕           | 115,500 |            |
| プールヒーターバタフライ弁修繕           | 220,000 |            |
| 監視室エアコン設置工事               |         | 715,000    |
| ジャンボプール屋上防水部分修繕           |         | 363,000    |
| レジャープールろ過ポンプ交換修繕          |         | 946,000    |
| インドアスタジアムカーテン修繕           |         | 1,276,000  |
| 暖房室壁塗装修繕                  |         | 1,606,000  |
| 合計                        | 826,186 | 5,368,000  |

## (2) 令和6年度実績

単位：円

| 修繕内容                    | 小規模修繕  | 小規模修繕以外の修繕 |
|-------------------------|--------|------------|
| アイスアリーナ時計修繕             | 99,000 |            |
| 市民プールロールカーテン修繕          | 63,250 |            |
| 荷解き場職員通用口不調修繕           | 49,500 |            |
| レジャープール器具庫ドア修繕          | 26,400 |            |
| レジャープールトイレブース補修         | 49,500 |            |
| インドアロールバック扉補修           | 99,000 |            |
| アイスアリーナ製氷機車庫前アスファルト舗装工事 | 78,100 |            |
| アイスアリーナホッケー得点板修繕        | 16,500 |            |

|                          |           |           |
|--------------------------|-----------|-----------|
| エネセンコージェネ２号機             | 99,000    |           |
| 屋外通路街路灯ランプ修繕             | 57,200    |           |
| 上越科学館ドアクローザー修繕           | 49,500    |           |
| レジャープール温度センサー修繕          | 55,000    |           |
| ホールカメラモニター修繕             | 69,300    |           |
| 上越科学館防火ドア修繕              | 35,200    |           |
| ホールスピーカスタンド修繕            | 25,300    |           |
| インドアワイヤレスマイク修繕           | 90,640    |           |
| インドアワイヤレスピンマイク修繕         | 51,700    |           |
| レジャープール倉庫スチールドア修繕        | 24,200    |           |
| 清掃員控室ファンコイルユニット交換修繕      | 253,000   |           |
| レジャープール西側ポリカーボネート板取替修繕   | 117,700   |           |
| レジャープール床シート修繕            | 143,000   |           |
| 体操用得点表示盤修繕               |           | 686,400   |
| アイスアリーナ保護マット張替修繕         |           | 465,080   |
| レジャープールプールヒータープロテクトリレー修繕 |           | 531,300   |
| レジャープールのライダーポンプ取替修繕      |           | 935,000   |
| ジャンボプール塩素供給器入替修繕         |           | 313,500   |
| インドアスタジアム床塗装修繕工事         |           | 4,730,000 |
| 合計                       | 1,038,290 | 8,174,980 |

(3) 令和５年度実績

単位：円

| 修繕内容                    | 小規模修繕  | 小規模修繕以外の修繕 |
|-------------------------|--------|------------|
| デジタイマ修繕                 | 92,400 |            |
| アイスブラインホース及び金具          | 99,000 |            |
| レジャープールコースロープフック交換      | 41,360 |            |
| 市民プール変圧器高圧ヒューズ          | 49,500 |            |
| コンサートホール照明ハロゲンランプ       | 29,260 |            |
| アイスブラインホース往復管           | 87,758 |            |
| ジャンボプール床上げ              | 24,200 |            |
| アイスアリーナフェンス台            | 72,787 |            |
| アイスアリーナアクリル板            | 62,700 |            |
| 大駐車場アスファルト穴埋め           | 97,900 |            |
| コンサートホール女子洗面台           | 14,426 |            |
| アイスアリーナエチレングリコール補充      | 68,625 |            |
| ２階カジュアルロビー床・壁補修         | 12,220 |            |
| 東側トイレ系統污水管つまり除去         | 47,300 |            |
| コンサートホール音響上手側反固定フランス落とし | 22,000 |            |
| コンサートホール地震緊急点検          | 89,100 |            |
| インドアバスケット 24 秒計基板交換     | 95,150 |            |
| 職員通用ドア調整                | 50,600 |            |

|                       |           |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| レジャープール蒸気配管           | 69,300    |            |
| 東側トイレ污水管              | 70,400    |            |
| レジャープール暖房用ラジエーター      | 83,600    |            |
| レジャープール水中ボイラー         | 71,500    |            |
| 排煙窓硝子修繕工事             | 155,100   |            |
| インカム取替修繕              | 172,700   |            |
| ブラインポンプモーター取替         | 264,000   |            |
| エネルギー棟管理室壁掛けエアコン入替工事  |           | 315,700    |
| レジャープール観覧用硝子修繕        |           | 316,800    |
| レジャープールバルブ            |           | 873,400    |
| 「災害対応」アイスアリーナ設備落下復旧修繕 |           | 63,800     |
| 「災害対応」スピーカー取替修繕       |           | 338,800    |
| 「災害対応」天井内給水管漏水修繕      |           | 286,000    |
| 「災害対応」コンサートホール鉄骨梁補強修繕 |           | 231,000    |
| 給湯用循環ポンプ入替            |           | 396,000    |
| トイレ呼び出し設備修繕           |           | 638,000    |
| 合計                    | 1,351,086 | 40,513,000 |

## VI 従事者の一例

現行の管理体制をもとに、職員配置の一例を参考までに掲げたものです。

| 職名                     | 主な職務内容                                                               |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 館 長                    | 施設運営・自主事業の総括管理、渉外業務、職員教育業務等、業務の掌握と指導                                 |
| 課 長                    | 館長代理、再委託業務の執行管理及び検査、設備との連携、出納業務、経理事務、貸館・利用者対応、自主事業の企画調整、インドアスタジアム担当等 |
| 係 長                    | 貸館・利用者対応、自主事業の企画・実施、コンサートホール担当等                                      |
| 主 任<br>係 員             | 貸館・利用者対応、自主事業の企画・実施、一般事務等、インドアスタジアム・アイスアリーナ・コンサートホール・プール施設の各担当・副担当等  |
| 経理事務<br>総合案内           | 経理業務、窓口総合案内、電話対応、受付、一般事務等                                            |
| 設備主任                   | 建築物環境衛生管理技術者、設備日常運転管理、環境衛生管理、諸官庁届出立会い、設備管理年間計画作成、再委託業務の執行管理、検査等      |
| 設備員                    | 設備日常運転管理、環境衛生管理、諸官庁届出立会い、再委託業務の執行管理、検査、施設（館内、館外、駐車場）の点検、環境整備、修繕等     |
| 清掃員                    | 館内清掃                                                                 |
| 夏期特別<br>清掃員            | 館内清掃（市民プール）                                                          |
| プール・アイス<br>アリーナ<br>監視員 | プール・アイスアリーナ（ジャンボプール）監視、安全管理、水質基準の管理等                                 |
| 特別点検設備員                | 空気環境測定、水質検査、貯水槽等清掃、受変電法定点検、空調点検、消防設備点検                               |

|                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 定期清掃員                  | 定期清掃（ガラス清掃、照明器具清掃、排気口清掃等）  |
| 清掃員<br>（パート）           | 館内清掃                       |
| 夏期プール<br>監視員等<br>（パート） | プール監視、安全管理、水質基準の管理等、受付案内業務 |

## **VII その他**

### **1 備品**

施設に配備された備品の善良な管理をお願いします。

### **2 施設改修工事について**

リージョンプラザ上越は、昭和 59 年 9 月の竣工から 40 年以上が経過していることから、令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月まで大規模改修工事を行っています。施設改修工事の実施にあたっては、休館日や施設の利用がない日等に工事を行いますが、万が一、施設の一部利用休止が長期間必要となった場合は、市と指定管理者で協議のうえ、対応します。